

福岡の明日をつくるこの一票！

行かなきゃ
選挙

福岡県知事

福岡県議会議員

選挙

4月8日

投票時間 午前7時から午後8時まで



期日前投票制度

場所:市区町村の期日前投票所
時間:午前8時30分から
午後8時まで

※詳しくはお近くの選挙管理委員会まで

福岡県選挙管理委員会
福岡県明るい選挙推進協議会



主役はあなたの一票です



第21回
参議院議員
通常選挙

7月29日

投票時間 午前7時から午後8時まで

投票日に投票所へ行けなくても大丈夫。
投票日に仕事や用事などの予定がある人は、
期日前投票ができます。

**期日前
投票制度** 場所：市区町村の期日前投票所
時間：午前8時30分から午後8時まで
詳しくはお近くの選挙管理委員会まで

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

県議会議員の選挙区・定数のお知らせ

福岡県議会議員一般選挙は、前回(平成15年)と同じ選挙区で行われます。ただし、旧宗像郡玄海町の区域については、今回の一般選挙から宗像市選挙区となります。

選挙区名	定数	市区町村名
北九州市門司区	2	北九州市門司区
北九州市小倉北区	4	北九州市小倉北区
北九州市小倉南区	3	北九州市小倉南区
北九州市若狭区	2	北九州市若狭区
北九州市八幡東区	2	北九州市八幡東区
北九州市八幡西区	5	北九州市八幡西区
北九州市戸畑区	1	北九州市戸畑区
福岡市東区	4	福岡市東区
福岡市博多区	3	福岡市博多区
福岡市中央区	3	福岡市中央区
福岡市南区	4	福岡市南区
福岡市城南区	2	福岡市城南区
福岡市早良区	2	福岡市早良区
福岡市西区	2	福岡市西区
大牟田市・三池郡	3	大牟田市
久留米市	4	久留米市(旧高田町)
唐古市	1	久留米市(旧久留米市)
飯塚市	2	唐古市
田川市	2	飯塚市(旧飯塚市)
柳川市	1	田川市
日本市	1	柳川市(旧柳川市)
朝倉市(旧甘木市)	1	朝倉市(旧甘木市)
八女市(旧八女市)	1	八女市
筑後市	1	筑後市
大川市	1	大川市
行橋市	1	行橋市
中間市	1	中間市
小郡市・三井郡	1	小郡市
筑紫野市	2	久留米市(旧北野町)
春日市・筑紫郡	2	大川市
那珂川町	1	春日市
大野城市	1	那珂川町
宗像市	1	大野城市
大宰府市	1	宗像市(旧宗像市)
前原市・糸島郡	2	宗像市(旧玄海町)
古賀市	1	前原市
糟屋郡	3	二丈町
		志摩町
		宇美町
		宇美町
		志免町
		志免町
		須恵町
		新宮町
		久山町
		粕屋町

選挙区名	定数	市区町村名
宗像郡	1	宗像市(旧大豊村)
遠賀郡	2	福津市
		水巻町
		戸畑町
		速見町
鞍手郡	1	宮崎市
		小竹町
		鞍手町
嘉穂郡・山田市	3	飯塚市(旧筑穂町)
		(旧穂波町)
		(旧庄内町)
		(旧田原町)
朝倉郡	1	嘉麻市
		桂川町
		朝倉市(旧柞木町)
		朝倉市(旧朝倉町)
		筑前町
		東峰村
浮羽郡	1	久留米市(旧田主丸町)
		うきは市
三浦郡	1	久留米市(旧城島町)
		(旧三浦町)
八女郡	1	大木町
		八女市(旧上郷町)
		豊木町
		立花町
		瓜川町
		矢部町
		野野村
山門郡	1	柳川市(旧大和町)
		(旧三橋町)
		みやま市(旧瀬高町)
		(旧山川町)
田川郡	2	香春町
		源田町
		糸田町
		川崎町
		大任町
		加井町
		福智町
		刈田町
宗像郡	1	みやま市
糸島郡・豊前市	1	古賀町
		上毛町
		築上町
		豊前市

は、現在の市または郡の区域と異なる選挙区です。

注意! 久留米市、飯塚市、柳川市、八女市、宗像市、朝倉市、みやま市にお住まいの方は、
中面の選挙区マップにて選挙区を確認の上、投票をお願いします。

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会
福岡県知事・福岡県議会議員選挙臨時ホームページ
<http://www.408senkyo.f-senkan.com>

福岡の明日をつくるこの一票!



福岡県選挙管理委員会
福岡県明るい選挙推進協議会

投票前に確認しましょう。



投票時間は、原則午前7時から午後8時までです。投票所には、小さなお子様も一緒に入場することができます。



期日前投票も夜8時まで！



投票日に仕事などの予定がある人は、選挙の告示の日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票をすることができます。期日前投票は、午前8時30分から午後8時まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所で行なってください。*土曜、日曜も行っています。

期日前投票ができるのは...

- 仕事や冠婚葬祭等の用事のため、投票日に投票所に行けない人。
- 旅行やレジャーなどの私用のため、投票日に自分が属する投票区にいない人。
- 病弱や介護、出産、身体の不都合など、歩行が困難な人。
- 「最近、期前で引越した」など、選挙人名簿に載っていない市区町村以外に居住している人などです。

*詳しくは、お近くの選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票する時の注意！

- 1 投票所へは入場券をお忘れなく！
投票日にはあらかじめ配付されている入場券を持って、入場券に記載されている投票所へ行きましょう。
*入場券がなくなったり、入場券を破損したりした場合は、選挙人名簿に登録されている住所で入場券を発行してもらえます。この場合、本人確認ができません(選挙管理委員会)をご確認ください。
- 2 投票用紙には候補者の氏名だけ！
投票用紙には、候補者の氏名だけを書いてください。他のこととを記載すると無効となる場合があります。
- 3 投票用紙の色をお間違えなく！
投票用紙は、福岡県知事は緑色の用紙、福岡県議会議員は白色の用紙です。



知事選挙は桃色



県議会議員選挙は白色

最近住所を移した人について

告知事項は、県議会議員選挙では、県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、引越先県内の他の市区町村に住所を移し、まだ旧住所の選挙人名簿に登録されていない場合には、1回の転出に限り、旧住所の市区町村で投票することができます。この場合、いずれかの市区町村長が実行する。引越先県内に住所を移す際の選挙権が失効するので、あらかじめ申請して、お印を貼ってください。



Q 誰でも選挙権があるの？

A 日本国籍は、20歳以上、選挙権を得ますが、知事や市区町村長、県や市区町村の議会議員の選挙の場合には、任期が20歳以上であること、住みに、引越先が自国以上、その市区町村に住んでいることが必要となります。また、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていない人は、投票することができません。



満20歳以上
引越先が3か月以上市区町村に居住

選挙区マップ

区域内に複数の県議会議員選挙区を有する市の状況

● 柳川市・みやま市の選挙区

● 久留米市の選挙区

● 飯塚市の選挙区

● 朝倉市の選挙区

● 八女市の選挙区

● 宗像市の選挙区

* 線は、複数の選挙区がある市の合併後の市域を表します。

参議院議員通常選挙では、「選挙区選挙」「比例代表選挙」が同時に行われます。

選挙区選挙

都道府県の区域を単位として全国で47選挙区が設けられます。(福岡県の改選数は2人)

比例代表選挙

比例代表選挙は「非拘束名簿式」で行われるため、選挙人は候補者名か政党名で投票します。政党等の候補者名簿には当選順位がつけられておらず、議席は各候補者の得票と政党等の得票を合算した票数に基づき、政党等に比例配分され、候補者名簿の中では、得票数が多い候補者の順に当選が決まります。

ルールを守ってクリーンな選挙に。

候補者等が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律(公職選挙法)で禁止されています。会費、賛助金等の名目であっても、実質的に寄附と同様であれば、禁止されます。また、有権者が候補者等に寄附を求められることも禁止されています。

候補者等には有権者に寄附を

贈らない!

候補者は候補者等に寄附を

求めない!

候補者等から有権者への寄附は

受け取らない!

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

第21回参議院議員通常選挙 啓発ホームページ

<http://www.729senkyo.f-senkan.com>

主役はあなたの一票です



第21回参議院議員通常選挙 7月29日

投票時間

午前7時から午後8時まで

期日前投票制度

場所：市区町村の期日前投票所
時間：午前8時30分から午後8時まで

投票日に投票所へ行けなくても大丈夫。投票日に仕事や用事などの予定がある人は、期日前投票がおすすめです。

詳しくはお近くの選挙管理委員会まで

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

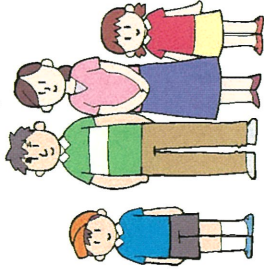
第21回参議院議員
通常選挙

7月29日

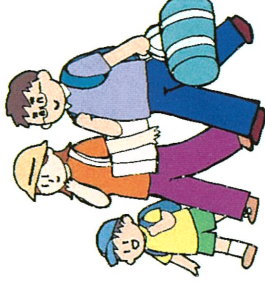
主役は あなたの一票です



投票前
の確認



期日前
投票



投票をするときの注意!

- ◎投票時間は、原則午前7時から午後8時までです。
- ◎投票日にはあらかじめ配付されている入場券を持って、入場券に記載されている投票所へ行きましょう。

※入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

- ◎投票の順序は①選挙区選挙 ②比例代表選挙です。

投票用紙の色は2種類

- ◎選挙区選挙はうすい黄色の投票用紙を
比例代表選挙は白色の投票用紙を
使用します。

- ◎選挙区選挙は候補者名を、
比例代表選挙は候補者名または
政党等名を記入します。



期日前投票も午後8時まで

投票日に投票できないときは、**期日前投票**に行きましょう。

期日前投票ができる期間
選挙期日の公示日の翌日から、投票日の前日まで

期日前投票ができる時間
午前8時30分から午後8時まで

期日前投票ができる人
①仕事や冠婚葬祭などの用事のため、投票日に投票所に行けない人
②旅行やレジャーなどの私用のため、投票日に自分が属する投票区にいない人

③病气やケガ、妊娠、出産、身体の障害などのため、投票日に歩行が困難な人

④「最近引っ越しをした」など、選挙人名簿に載っている市区町村以外に居住している人など

期日前投票ができる場所
選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所
※詳しくは、お近くの選挙管理委員会にお問い合わせください。

